

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 45(オ)1150	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 43(ネ)567
裁判年月日	昭和 46 年 4 月 20 日	原審裁判年月日	昭和 45 年 7 月 14 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 102 号 519 頁		

判示事項	親権者と子の利益相反行為につき親権者が法定代理人としてなした行為の効力
裁判要旨	親権者と子の利益相反行為につき親権者が法定代理人としてなした行為は民法一三二条所定の無権代理行為にあたる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告代理人青木俊二の上告理由第一および第二について。 <u>上告人 A 1、訴外 D、同 E、同 F は、名古屋地方裁判所昭和三八年（ワ）第五四二号、その控訴審である名古屋高等裁判所昭和四〇年（ネ）第六〇号、その上告審である最高裁判所昭和四〇年（オ）第一三七九号事件の係属中、被上告人またはその訴訟代理人に対し、上告人 A 2 による本件土地の売買予約に関する無権代理行為を追認したものであり、これにより、右売買予約中右四名の共有持分に関する部分は、その成立の時に遡って効力を生じたものである旨、および親権者が民法八二六条に違反して、親権者と子の利益相反行為につき法定代理人としてなした行為は民法一一三条所定の無権代理行為にあたる旨の原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯できる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判 官飯村義美 裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 松本正雄 裁判官 関根小郷)

※参考：判例タイムズ 264 号 192 頁、判例時報 631 号 53 頁、金融商事判例 268 号 2 頁